

広報

平成18年(2006)

し

4.27

第1590号

毎月1・11・21日発行
☎140-8715
品川区広町2-1-36

代表番号

☎3777-1111

http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

な

「人権尊重都市
品川宣言」
を知っていますか

が

同和問題
特集号

わ



毎日
輝いて
生きて
いきたい

「人権」とは、人間が人間らしく生きていくための権利です。人という字が支えあって生きていくように、私たちは、地域や社会で協力あって生きていきます。

「平和」とは、自由で楽しい暮らしができること。地球上どこに行っても地域間の争いがなく、笑顔があることです。私たちが毎日、明るく輝いて生きるためには、「人権」と「平和」が守られることが大切です。

憲法では、国民主権、平和主義とともに基本的な人権の尊重をうたい、すべての国民に法の下の平等を保障し、社会的身分、家柄、人種、信条または性別による差別を禁止しています。

区は平和憲法を擁護する立場から「品川区民憲章」「非核平和都市品川宣言」、そして「人権尊重都市品川宣言」を制定し、平和で人権が尊重される社会の実現をめざして様々な施策を展開しています。

一九九三年四月二十八日 品川区

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別など、どれほど多くの人間が苦しんでいることが人間が作りあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。

憲法週間

講演と映画のつどい

5月9日(火)

入場無料

午後1時15分～5時(0時30分開場)
きゅりあん8階大ホール(大井町駅前)

定員 1,100人(先着)

参加方法 当日、会場へ

問い合わせ 人権啓発課 ☎3763-5391

●講演●
みんなが幸せになれる社会



講師/堀田力
(さわやか福祉財団理事長)

弁護士でもある堀田力さんは、組織本位から人間本位の社会へ変えるために三つの提言をしています。それらを踏まえて、これからの社会について具体的にお話しします。

※手話通訳・要約筆記付き

●映画●
ALWAYS 三丁目の夕日



昭和33年の東京・下町。裕福でなかった時代に、未来を信じて懸命に生きる人々を描いています。近所の人がそろってのテレビ鑑賞のシーンなど、当時の暮らしをしのばせます。

監督/山崎貴
出演/吉岡秀隆 堤真一 小雪
堀北真希 薬師丸ひろ子 ほか

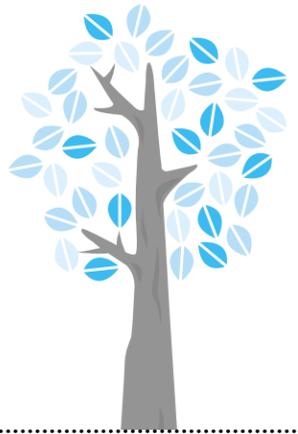
※字幕付き

©2005「ALWAYS 三丁目の夕日」製作委員会

問い合わせ/人権啓発課 同和対策担当 ☎3763-5391



同和問題は、私たちの身近な生活の中で現実に起きている社会問題です



同和問題とは、同和地区(被差別部落)に生まれたというだけの理由で、人間として幸せに生きていく願いと権利を不当に侵されている差別をいいます。様々な視点から同和問題をとらえ、考えてみましょう。

人権の尊さ

だれもが、「健康で明るく豊かに暮らしたい」「働きがいのある仕事をした」「子どもたちをすこやかに育てたい」など、ごく当たり前の願いをもって毎日生活しています。これらの願いを妨げること、人権の侵害につながります。憲法では基本的人権について、侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に与えられる、としています。

だれかの人権が奪われるということは、自分の人権も奪われる可能性があるということです。どのような立場の人であっても、その立場を理解し、お互いの人権を尊重しあい、お互いをいたわり、思いやることができれば、多くの同和問題は解決に向かっていくはず。

基本的人権が保障され、不当な扱いや差別を受けることのない社会にしていけることが大切ではないでしょうか。

現実に起きている事件

就職や結婚のときなどに、調査会社などを使って出身地や家族の状況を調べる身元調査は、人権を侵害し、差別につながる恐れのあるものです。

最近、都内の行政書士などが戸籍謄本や住民票の写しの不正取得により連続して業務停止処分を受けました。また、同様の事件が近畿地方でも明らかになっていきます。いずれも、行政書士などに特別に認められている職務上請求書を使って入手したものでした。

今、私たちの周りでは個人情報保護を保護するための法整備など厳格な対応が求められています。プライバシーの保護などのため、本人以外の請求に基づく戸籍謄本、抄本などの交付は、法律により一定の制限が設けられています。しかし、身元調査のために職務権限を利用して不当に入手した戸籍謄本が使われた事件が起きていることから、

同和問題への偏見や差別意識が依然として存在していることがうかがえます。

ほかにも同和地区に生まれたという理由で、就職や結婚などで差別を受けたり、ひぼう・中傷する落書きやインターネットへの書き込み、差別的なほがきを送りつけられるなどの悪質な行為がまだまだに後を絶ちません。

16年度に実施した「人権に関わる意識調査」から同和問題を考える

「寝た子を起こす」気持ちで正しく学ぶ

同和問題が解決されずに残っている理由を複数回答で聞いたところ、「これまで『部落』とか『同和問題』について正しく教えられなかったから」と54%の人が回答しています。一方、43%の人は「日本社会にはまだ封建的な考え方が根深く残っているから」と回答していますが、これは、差別意識を心の中に蓄積させ、同和問題の存在を肯定することにつながります。

差別や偏見は、多くの場合子どもころに植え付けられます。とりわけ同和問題は、現在でも多くの差別事件が起きている事実を見ても明らかかなように、「そっとしておけばなくなる」「昔からの考え方が残っているから」ということでは、差別はなくなりません。差別の不合理は、「寝た子を起こす」気持ちで正しく学ぶ必要があります。

区では、4月から区立全小・中学校で開始した小中一貫教育で、市民科の授業で従来から行われていた「人権・同和問題」をさらに充実させ、子どもころからの教育と啓発に努めています。

● しない・させない・許さない

採用試験の際の身元調査に対する意識を聞いたところ、「身元調査はすべきではない」と55%の人が回答しています。

す。一方「会社の方針ならば仕方がない」「会社のためだからすべきである」との回答も35%にのぼっています。本来、就職時の選考は、本人の能力や仕事への意欲・適性などを判断基準として実施されるべきものですが、「家庭の状況」「出身」など、本人の適性や能力とは無関係なもので選考している会社もあります。

就職や結婚は、一人ひとりの人間にとって人生の新たな出発点です。人生の大きな岐路に立ったときにどうすることもできない事柄で人生が左右されるとしたら、これほど苦しく、怒りを覚えることはありません。

私たちは、このような部落差別や人権侵害につながる身元調査をなくしていくために、「しない・させない・許さない」という態度を身につけることが大切ではないでしょうか。

啓 発冊子を作成しています

ご希望の方へさしあげていますので、お問い合わせください。



『人権を考える』
人権に関わる意識調査結果を紹介しています。

『みんなの宝物』
身近で起きている様々な人権問題をとりあげ、人権について考えたとともに、それぞれの相談窓口を掲載しています。



『今日も一日』
何気ない言葉や習慣の中にある差別を、イラストを主体に家族の会話を通じてわかりやすく表現しています。

社会同和教育講座

人権尊重の社会を築くために

毎年秋に開催する「社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の社会同和教育講座Ⅰは、「人権の21世紀をめざして」をテーマに、昼コースでは「企業の社会的責任CSRと人権」など3コース、夜コースは「文化観念と差別」など3コースを開催しました。

また、社会同和教育講座Ⅱでは、中央卸売市場食肉市場で「食肉市場の実態と歴史」を学び、「と場の見学」と職員との懇談を行いました。参加者から「実際の仕事の内容や必要性を理解すれば差別もなくなると思います。差別と人権について考えることができ、貴重な見学をさせていただきました」などの声が寄せられました。

教育委員会では、人権が尊重される社会をめざして、今年も10月から11月にかけて「社会同和教育講座」を開催します。ぜひご参加ください。

問い合わせ/生涯学習課学習推進係 ☎5742-6837

人権擁護委員による 人権身の上相談を行っています

人権侵害や家庭のもめごとなどの悩みごとをお持ちの方は、ひとりで悩まずにご相談ください。

日時/第1・3火曜日午後1時～4時
会場/区民相談室
(第三庁舎3階 ☎3777-2000)
※秘密は厳守します。

